

千葉市有償刊行物取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市政に関する情報の提供の一層の充実を図るため、本市が発行する刊行物のうち市民に有償で頒布することが適当であると認められるものの指定及び指定された刊行物の頒布に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 刊行物 書籍その他の印刷物をいう。
- (2) 有償刊行物 本市が発行する刊行物のうち、市民が研究資料、鑑賞材料等として入手を希望するもので、第4条の規定により政策法務課長が指定したものをいう。

(有償刊行物の指定基準)

第3条 有償刊行物は、事務事業に関する概要、年報、月報等の定期刊行物、各種白書、調査研究の結果報告書その他市政に関する情報を提供するための刊行物であって、次の各号に該当するものを除いたもののうちから指定する。

- (1) 一般に広く配布する必要がある刊行物
- (2) 市民生活に関わる基礎的な情報を提供する刊行物
- (3) 事業目的を達成するため、明確な配布対象を設定し配布する刊行物
- (4) 一般に公開することが不相当と認められる刊行物

(有償刊行物の指定)

第4条 所管課長は、別に定める日までに、翌年度に作成する予定の刊行物で、有償刊行物の指定を受けるべきものについて、その名称、内容等を記載した有償刊行物作成計画書(様式第1号)を政策法務課長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、速やかに有償刊行物の指定を受ける必要がある場合は、所管課長は、随時、有償刊行物作成計画書を政策法務課長に提出することができる。

3 政策法務課長は、前2項の規定により提出された計画書について、当該刊行物を有償で頒布することの適否を検討の上、有償刊行物の指定を行うものとする。

3 政策法務課長は、前項の規定により有償刊行物の指定をしたときは、速やかに当該有償刊行物の所管課長に対し、必要な事項を有償刊行物指定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(有償刊行物の指定の期間等)

第5条 有償刊行物の指定の期間は、当該指定を受けた日から、当該指定を受けた日の属する年度の末日から3年後の日までとする。

2 所管課長は、有償刊行物の指定を受けている刊行物のうち、前項の期間を経過していないが当該指定を解除することが適当と認められるもの又は前項の期間を経

過してもなお指定の継続を受けることが適当と認められるものについて、その旨を記載した有償刊行物指定解除・期間延長依頼書（様式第3号）を政策法務課長に提出するものとする。

3 政策法務課長は、有償刊行物の指定を行った刊行物のうち、第1項に規定する期間を経過したもの又は前項の規定により所管課長から指定の解除若しくは期間延長の依頼を受けたものについて、当該刊行物の指定の解除又は期間延長をすることの適否等について所管課長と協議し、指定の解除又は期間延長の決定を行うものとする。

4 政策法務課長は、前項の規定により有償刊行物の指定の解除又は期間延長をしたときは、速やかに当該刊行物の所管課長に対し、その旨を有償刊行物指定解除・期間延長通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（有償刊行物の作成等）

第6条 有償刊行物の作成は、その所管課長が行うものとする。

2 有償刊行物の作成に要する経費については、当該有償刊行物を作成する課が負担するものとする。

（有償刊行物の価格）

第7条 政策法務課長は、所管課長と協議のうえ、有償刊行物の頒布価格及び頒布部数を決定するものとする。

2 有償刊行物の頒布価格は、原則として、当該有償刊行物の印刷・製本に係る実費に相当する額とする。

3 有償刊行物の印刷・製本に係る実費が10円未満となる場合は、当該有償刊行物の頒布価格は10円とする。

（有償刊行物の頒布）

第8条 有償刊行物の頒布は、行政資料室において行うものとする。ただし、所管課長が有償刊行物の頒布を行うことが適当であると政策法務課長が認めたときは、この限りでない。

2 所管課長が作成した有償刊行物を行政資料室において頒布する場合は、政策法務課長が当該有償刊行物を所管課長から管理替えを受けて行うものとする。

3 行政資料室において行う有償刊行物の頒布に係る収入については、総務局総務部政策法務課の歳入とする。

（有償刊行物の管理）

第9条 政策法務課長は、毎月1回、管理替えを受けた有償刊行物について、その残部を確認するものとする。

（有償刊行物の調査）

第10条 政策法務課長は、有償刊行物の作成及び頒布について、必要があると認めるときは、所管課長に対し報告を求め、又は意見を述べることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、有償刊行物の取扱いに関し必要な事項は、政策法務課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月13日から施行する。

様式第1号

有償刊行物作成計画書

年 月 日

政策法務課長 様

(所管課長) _____

千葉市有償刊行物取扱要綱第4条第1項又は第2項の規定に基づき、有償刊行物作成計画書を提出します。

名 称		
内 容		
規 格	<input type="checkbox"/> A4 <input type="checkbox"/> A5 <input type="checkbox"/> B4 <input type="checkbox"/> B5 <input type="checkbox"/> その他 ()	
作成方法	<input type="checkbox"/> 委託契約 <input type="checkbox"/> 直接購入 <input type="checkbox"/> 庁内印刷(ドキュテック等) <input type="checkbox"/> その他 ()	
刊行予定日	年 月 日	
作成部数	部	
	内訳	無償配布分 部 有償頒布分 部(市政情報室 部、所管課 部)
過去の実績	年 月 作成 部(無償頒布分 部、有償頒布分 部)	
備 考		

(所 管 課 _____ 担 当 _____ 電 話 _____)

様式第2号

有償刊行物指定通知書

年 月 日

(所管課長) _____ 様

政策法務課長

年 月 日付けで貴職から提出された有償刊行物作成計画書に基づき、
千葉市有償刊行物取扱要綱第4条第3項の規定により有償刊行物の指定を行ったので、
同条第4項の規定により通知します。

刊行物の名称	
指定期間	年 3 月 3 1 日まで
備 考	

